

# テーマ 1 建設業会計（建設業簿記）の基礎知識

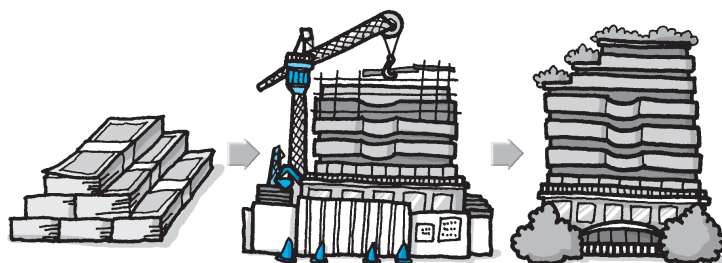
ここでは、建設業会計（建設業簿記）と原価計算について、主な用語とその概要を学習する。

## 1 建設業会計（建設業簿記）とは

### 1. 建設業会計（建設業簿記）とは

建設業とは、個人住宅やマンション・アパート、ビルディングなどの建築工事、さらにダムや港湾などの土木工事を行う企業をいう。

建設業では、調達した資金で事務所建物・建設用機械設備などを購入し、さらに建築資材を仕入れ、現場作業員および従業員を雇い入れて工事を行う。そして土木建築工事を完成させて、完成した建物などを発注者に引き渡して利益をあげる。

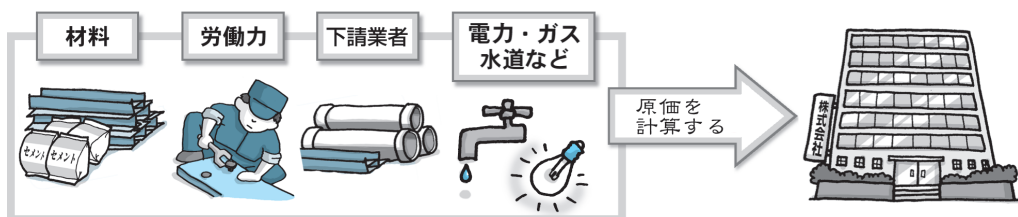


建設業会計（建設業簿記）とは、土木建築工事を行う企業における会計処理、記帳、財務諸表の作成など一連の手続きをいう。

### 2. 建設業会計（建設業簿記）と原価計算

建設業では、建設工事にいくらお金がかかったのかを自ら計算しなければならない。たとえば、建物を建設するために鉄筋やセメントなどの材料の代金、工事現場で働く人たちの賃金や下請業者に対する外注代金、電力料・水道代・ガス代などがかかる。

このような工事にかかった金額のことを原価といい、建設工事の記録のためには原価の計算が必要となる。この原価を正確に計算するための計算手続（げんかけいさん）を原価計算という。



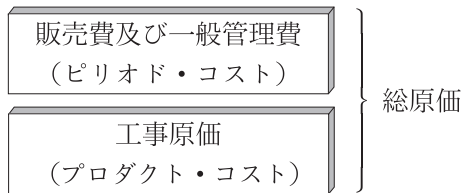
2

## 原価とは

### 1. 工事原価と総原価

工企業における原価とは、製品の製造に要した費用をいい、これを**製造原価**という。さらに、製品の販売に要した費用を**販売費**、企業全体の維持・管理のために要した費用を**一般管理費**といい、製造原価に販売費及び一般管理費を加えて**総原価**という。

建設業においては、上記製造原価のことを**工事原価**（プロダクト・コスト）といい、販売費及び一般管理費は**ピリオド・コスト**という。



3

## 工事原価の分類

工事原価は、いろいろな観点から分類されるが、このテキストでは、基本的な工事原価の分類方法として以下の2つについて説明しておく。

### 1. 形態別による分類（発形態別分類）

工事原価をその発生の形態によって分類すると、(1)材料費、(2)労務費、(3)外注費、(4)経費という4つの最も基礎的な工事原価に分類することができる。

- (1) **材料費**：物品を消費することによって発生する原価
- (2) **労務費**：労働力を消費することによって発生する原価
- (3) **外注費**：電気・水道の配管工事等の外注契約によって外注業者に支払われる原価
- (4) **経費**：材料費、労務費、外注費以外を消費することによって発生する原価

### 2. 工事との関連による分類（計算対象との関連性による分類）

工事原価は、生産された複数の工事との関連で、その発生がどの工事現場によるかが直接的に把握されるか否かにより、**工事直接費**と**工事間接費**に分類することができる。

#### (1) 工事直接費（現場個別費）

各工事現場で個別的に発生し、工事原価として直接集計することのできるものをいう。つまり、工事現場ごとに消費量（消費額）を計算することのできる工事原価をいう。

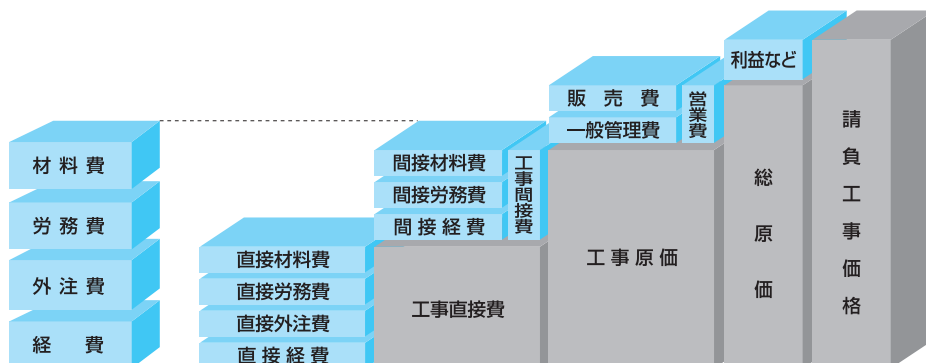
#### (2) 工事間接費（現場共通費）

各工事現場について共通的に発生し、特定の工事現場に集計できない原価をいう。つまり、工事現場ごとに消費量（消費額）を計算できない原価をいう。なお、直接

的に集計できる原価であっても、重要性の乏しいものもこれに含める。

形態別による分類と工事との関連による分類を組み合わせると、工事原価は次のようになる。

〈原価構成〉



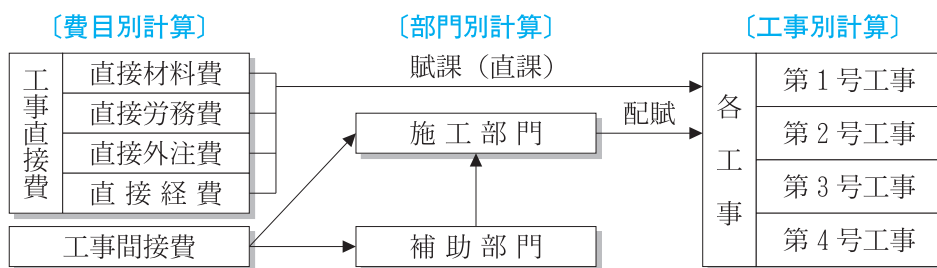
(注) 外注費は、厳密には間接費となるものもあるが、ごくまれであるので、このテキストではすべて直接費とする。

## 4

## 原価計算とは

### 1. 原価計算の手続き

原価計算の手続きは原則として、次の3段階を経て行われる。



#### (1) 費目別計算

**費目別計算**とは、完成および引き渡しのために消費した財貨（材料など）および用役（労働力など）の費目別（種類）による分類、集計の手続きをいう。

#### (2) 部門別計算

**部門別計算**とは、費目別計算で把握された原価要素（主に工事間接費）を、原価部門別（原価の発生場所別）に分類、集計する手続きをいう。なお、中小企業では部門別計算をしない場合もある。

#### (3) 工事別計算

**工事別計算**とは、原価を工事現場ごとに原価要素別に集計し、完成工事原価を計算する手続きをいう。

## 2. 原価計算期間

原価計算期間とは、原価計算制度において正規の原価報告を行うための一定の計算期間であって、経営管理に役立つ原価情報を経営者に提供しなければならないので、普通は1カ月である。



この場合の1カ月というのは、暦月の1カ月（毎月1日から末日まで）である。

## 3. 原価計算の種類

### (1) 個別原価計算と総合原価計算

#### ① 個別原価計算

個別生産、注文生産など少量多品種の製品を生産する工企業に用いられる原価計算の方法をいい、建設業においてはこの計算方法を主に用いる。建設業における個別原価計算では工事現場ごとに生産命令書が発行され、工事原価をその生産命令書ごとに集計する。この生産命令書を**工事指図書**といい、工事原価を集計するために**工事台帳**が作成される。

個別原価計算において、直接材料費・直接労務費・直接外注費・直接経費といった**工事直接費**は工事現場ごとの消費額が判明するため、工事現場ごとに個別に原価を集計していく。この工事直接費を工事現場ごとに集計する手続きを**賦課**（または**直課**）という。

これに対して間接材料費・間接労務費・間接経費といった**工事間接費**は工事全体での消費額は知ることができるが、工事現場ごとの消費額が判明しないので、このままでは特定の工事の原価を知ることができない。そこで、ある一定の基準によって、工事間接費を各工事に割り当てる（負担）させる手続きが必要になる。この割り当てる手続きを**配賦**という。

## 設 例 1 - 1

次の資料により、工事台帳No.1, No.2を完成しなさい。

(資 料)

(1) 材料費

工事直接費 2,200円 (No.1-1,200円, No.2-1,000円)

工事間接費 150円

(2) 労務費

工事直接費 1,700円 (No.1-900円, No.2-800円)

工事間接費 200円

(3) 外注費

工事直接費 1,000円 (No.1-600円, No.2-400円)

(4) 経 費

工事直接費 400円 (No.1-300円, No.2-100円)

工事間接費 900円

(5) 工事間接費 1,250円 ((1)~(4)の合計)の配賦割合は3 (No.1) : 2 (No.2) である。

(6) 工事台帳No.1の工事が当月中に完成し、引き渡された。なお請負価額は5,000円である。

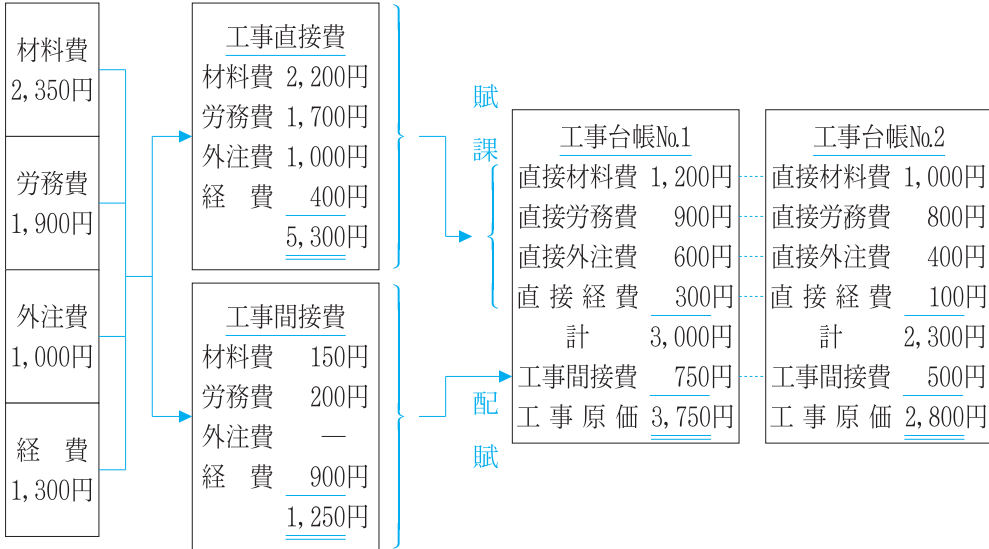
【解答】

工事台帳 No.1	
直接材料費	1,200円
直接労務費	900
直接外注費	600
直接経費	300
計	3,000円
工事間接費	750
工事原価	3,750円
備 考	完成・引渡済み

工事台帳 No.2	
直接材料費	1,000円
直接労務費	800
直接外注費	400
直接経費	100
計	2,300円
工事間接費	500
工事原価	2,800円
備 考	未完成

【解答への道】

工事原価の流れを示すと次のとおりである。



工事間接費の配賦

$$1,250円 \times \frac{3}{3+2} = 750円 \text{ (No.1)}$$

$$1,250円 \times \frac{2}{3+2} = 500円 \text{ (No.2)}$$

ここが **POINT!**

建設業では、個別原価計算により工事原価を計算するが、基本となる手順は次のとおりである。

- ① 工事直接費（直接材料費、直接労務費、直接外注費、直接経費）を工事指図書（工事台帳）ごとに分類・集計する。
- ② 工事間接費（間接材料費、間接労務費、間接経費）を集計する。
- ③ 工事間接費を一定の基準にしたがって各工事指図書（工事台帳）に配賦する。

②総合原価計算

種類、規格などが同一の製品を継続的に大量生産する工企業に用いられる原価計算の方法であり、製品の種類、工程の有無などによりその種類はいくつかに分類することができる。建設業においては、個別受注生産による場合がほとんどなので、総合原価計算については、このテキストでは省略する。